

# 団体傷害保険のご案内

団体割引5%適用  
パンフレット兼重要事項説明書

賠償責任補償 国内のみ示談交渉サービス付

<普通傷害保険・家族傷害保険・安心生活総合補償保険（普傷型）・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険>

【トーハングループ団体傷害保険にご加入の皆さまへ】

[ 2025年10月1日以降に保険期間が開始すると契約について、団体傷害保険の保険料(または保険金額)と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本ご案内を必ずご確認ください。

※前年と同一契約タイプでご更改の場合はお手続き不要です。



今回ご案内の「傷害保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は前年度の被保険者(保険の補償を受けられる方)数が20名以上であったことにより、5%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が20名に達しなかった場合は翌年度の保険料が変更となります。

もしものときのための傷害保険に関するご加入プランをご用意しています  
お客様のニーズにあわせて最適なプランをお選びいただけます  
★この機会に是非ご加入ください！

より加入しやすい保険料ピッタリプランもあります

今回ご案内する傷害保険の団体契約は、株式会社トーハンを保険契約者、トーハングループの社員およびご家族のみなさまを被保険者(保険の補償を受けられる方)とする団体契約です。(トーハングループの社員およびご家族のみなさま方以外の方はこの団体契約に加入することができません。)株式会社トーハンは、トーハングループ社員のみなさまにこの団体契約をご案内し、加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社(共栄火災海上保険株式会社)との間で保険契約を締結いたします。

保険期間	2025年10月1日から 2026年10月1日(午後4時)まで 1年間
申込み締め切り日	2025年9月12日(金曜日)まで
加入者(被保険者)	トーハングループの社員ご本人だけでなくご家族のみなさま※も被保険者としてご加入いただくことができます。 ※普通傷害保険・安心生活総合補償保険(普傷型)・交通事故傷害保険は、社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹、および社員ご本人と同居している親族を被保険者としてご加入いただくことができます。 家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険は、社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹を被保険者本人としてお申込みいただくことができます。
保険料お支払方法	ご加入される契約タイプの保険料を2025年11月から毎月ご指定の預金口座より振替いたします。
ご加入手続き (加入依頼書提出先)	所定の「加入依頼書」「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、東販リーシング株式会社 宛 2025年9月12日(金曜日)までにお送りください。

※保険期間の中途での加入もできます。東販リーシング株式会社宛にご連絡ください。

## ■ご契約タイプ I

<普通傷害保険>

ご本人のみの補償

(職種区分 A、保険期間 1 年、1 名につき)

ご契約タイプ	C 1 型 (1 口限度)	C 2 型 (8 口限度)	保険料ピットリプラン			D 2 型 (10 口限度)	
			C 3 型 (1 口限度)	C 4 型 (1 口限度)	C 5 型 (1 口限度)		
保険金額	死亡・後遺障害	150 万円	120 万円	230 万円	593 万円	577 万円	950 万円
	入院保険金日額	4,500 円	3,400 円	2,000 円	5,000 円	8,000 円	—
	通院保険金日額	3,650 円	2,400 円	1,500 円	2,500 円	5,000 円	—
	賠償責任	3,000 万円	—	3,000 万円	3,000 万円	3,000 万円	—
月額保険料		1,770 円	1,180 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1,180 円

<安心生活総合補償保険（普傷型）>

ご本人のみの補償

(職種区分 A、保険期間 1 年、1 名につき)

ご契約タイプ	S A 型 (1 口限度)	保険料ピットリプラン	
		S S 型 (1 口限度)	
保険金額	死亡・後遺障害	120 万円	294 万円
	入院保険金日額	3,400 円	5,000 円
	通院保険金日額	2,350 円	3,000 円
	携行品損害（自己負担額は 3,000 円となります）	20 万円	20 万円
	受託品賠償責任（自己負担額は 5,000 円となります）	20 万円	20 万円
月額保険料		1,460 円	2,000 円

※ 1 各ご契約タイプの保険料は前年度の被保険者数により団体割引 5%を適用したものです。今年度の被保険者が 20 名に達しなかった場合は、翌年度の保険料が変更となります。

※ 2 普通傷害保険、安心生活総合補償保険（普傷型）は、加入される方の職業・職種により保険料が異なります。上記の普通傷害保険、安心生活総合補償保険（普傷型）の保険料は、本人の職種区分 A（事務職等）の場合であり、職種区分 B（自動車運転者等）の方は保険料が異なりますので、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

職種区分	ご職業の例
A	技術者、教員、保健医療従事者、その他専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、無職の方 など下記職種区分 B 以外
B	農業作業員、林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

※ 3 「賠償責任補償特約」、「携行品損害補償」、「受託品賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。また、確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

## ■ご契約タイプ II

< 家族傷害保険（賠償責任補償特約付帯） >

ご家族の補償

（職種区分A、保険期間1年につき）

ご契約タイプ			K 1 型 (1口限度)	S 2 型 (1口限度)	
保険金額	本人	死亡・後遺障害	200万円	510万円	
		入院保険金日額	4,150円	7,000円	
		通院保険金日額	3,100円	5,400円	
	配偶者	死亡・後遺障害	120万円	390万円	
		入院保険金日額	3,050円	6,000円	
		通院保険金日額	2,100円	4,400円	
	親族	死亡・後遺障害	60万円	150万円	
		入院保険金日額	1,150円	3,500円	
		通院保険金日額	900円	1,500円	
	賠償責任保険金額 (自己負担額は0円となります)			2,000万円	2,000万円
	月額保険料			3,360円	6,740円

※1 各ご契約タイプの保険料は前年度の被保険者数により団体割引5%を適用したものです。今年度の被保険者が20名に達しなかった場合は、翌年度の保険料が変更となります。

※2 家族傷害保険は、加入される方の職業・職種により保険料が異なります。家族傷害保険における職種区分は加入依頼書の被保険者本人欄記載の方のご職業によります。上記の家族傷害保険の保険料は、本人の職種区分A（事務職等）の場合であり、職種区分B（自動車運転者等）の方は保険料が異なりますので、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

職種区分	ご職業の例
A	技術者、教員、保健医療従事者、その他専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、無職の方 など下記職種区分B以外
B	農業作業者、林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

※3 「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。また、確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

## ■ご契約タイプ III

<交通事故傷害保険>

ご本人のみの補償

※このプランでは、賠償責任は補償されません。

(保険期間 1 年、1 名につき)

ご契約タイプ		A 2 型 (6 口限度)	B 2 型 (10 口限度)
保険金額	死亡・後遺障害	150 万円	1,260 万円
	入院保険金日額	4,000 円	—
	通院保険金日額	3,100 円	—
月額保険料		460 円	350 円

<ファミリー交通傷害保険 (賠償責任補償特約付帯) >

ご家族の補償

(保険期間 1 年につき)

ご契約タイプ		K 4 型 (1 口限度)	O 4 型 (1 口限度)	S 4 型 (1 口限度)	
保険金額	本人	死亡・後遺障害	550 万円	750 万円	900 万円
		入院保険金日額	6,000 円	7,000 円	8,000 円
		通院保険金日額	5,500 円	6,500 円	7,500 円
	配偶者	死亡・後遺障害	400 万円	550 万円	750 万円
		入院保険金日額	5,000 円	6,000 円	7,000 円
		通院保険金日額	4,500 円	5,500 円	6,500 円
	親族	死亡・後遺障害	130 万円	200 万円	400 万円
		入院保険金日額	3,900 円	5,000 円	6,000 円
		通院保険金日額	3,000 円	4,200 円	4,800 円
	賠償責任保険金額 (自己負担額は 0 円となります)		1 億円	1 億円	1 億円
	月額保険料		1,680 円	2,100 円	2,500 円

※ 1 各ご契約タイプの保険料は前年度の被保険者数により団体割引 5%を適用したものです。今年度の被保険者が 20 名に達しなかった場合は、翌年度の保険料が変更となります。

※ 2 「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約 (共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。また、確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

## ■こんなとき保険金をお支払いします(普通傷害保険・家族傷害保険)

### 傷害事故例(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

◆すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

#### 交通事故によるケガ



・車にはねられてケガをした。・駅の階段で転んでケガをした。



#### 旅行中のケガ



・飛行機事故で死亡した。・ホテル火災でケガをした。



#### スポーツやレジャー中のケガ



・スキーで転んでケガをした。

#### 職場でのケガ



・荷物が倒れてケガをした。

#### 家庭内のケガ



・料理中にヤケドをした。・日曜大工でケガをした。



### 賠償責任事故例(特約 ※国内のみ示談交渉サービス付)

日常生活に起因する偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこと、もしくは他人の物を壊したこと、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまいました。



自転車で通行人にケガをさせてしまいました。



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまいました。



ゴルフ中に他のプレイヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまいました。

<示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限りです。
- 賠償責任額が明らかに保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

### 被保険者について

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲		ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
ご家族でご加入の場合	家族傷害保険	○	○	○
ご本人のみでご加入の場合	普通傷害保険	○	—	—
賠償責任	特約*3	○	○	○

\*1…加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。

\*2…ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3…ご本人のみでご契約の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

「同居」となる場合の例	「同居」とならない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合</li> <li>・病院に一時的に入院されている場合 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任、海外赴任している場合</li> <li>・介護施設に永続的に入所されている場合 など</li> </ul>

## ■詳しい補償内容

### 傷害保険金のお支払いについて※1

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ(普通傷害保険の場合) ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ※5 ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものなど (注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けられた場合	次の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※2 「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

## 賠償責任保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合					
<p>次の偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したこと、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>○被保険者*（保険の補償を受けられる方）の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>* 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額                      （注1）損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。                      （注2）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。                      （注3）他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合                      ・この保険契約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合                      ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険金の額</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">＝</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">損害の額</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">－</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額</td> </tr> </table> </div>	保険金の額	＝	損害の額	－	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任*</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になりません。）</li> <li>●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
保険金の額	＝	損害の額	－	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額			

※ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は補償の対象となります。

## ■こんなとき保険金をお支払いします(交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険)

### 傷害事故例(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗物火災等、下記のような事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

◆すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

#### 乗物によるケガ



乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているとときのケガ※

#### 駅の改札口から出るまでのケガ※



ホームの階段で転んでケガをした。

#### 乗物の火災によるケガ



バスの火災でケガをした。

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

### 賠償責任事故例(※国内のみ示談交渉サービス付)

日常生活に起因する偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこと、もしくは他人の物を壊したこと、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまいました。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

<示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限りです。
- 賠償責任額が明らかに保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

### 被保険者について

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲		ご本人* <sup>1</sup>	配偶者	その他のご親族* <sup>2</sup>
ご家族でご加入の場合	ファミリー交通傷害保険	○	○	○
ご本人のみでご加入の場合	交通事故傷害保険	○	—	—
賠償責任	特約* <sup>3</sup>	○	○	○

\*1…加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。

\*2…ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3…ご本人のみでご契約の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)」が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りです。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

「同居」となる場合の例	「同居」とならない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合</li> <li>・病院に一時的に入院されている場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任、海外赴任している場合</li> <li>・介護施設に永続的に入所されている場合</li> </ul>

# ■詳しい補償内容

## 傷害保険金のお支払いについて※1

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ(交通事故傷害保険の場合)</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによるケガ※5</li> <li>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ</li> <li>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</li> <li>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ</li> <li>●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※7のないもの など</li> </ul> <p>(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
後遺障害保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	交通事故等※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

※1 この保険は保険期間中の交通事故等によるケガを補償の対象とする商品です。病気は補償の対象となりません。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 乗客として駅などの改札口に入ってから出るまでの乗降場構内における急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取り扱いしないものがあります(スケートボード、原動機を用いないキックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

## 賠償責任保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合					
<p>次の偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したこと、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>○被保険者*（保険の補償を受けられる方）の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>○被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>*被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額                      （注1）損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。                      （注2）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。                      （注3）他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合                      ・この保険契約の支払責任額</p> <p>②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合                      ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険金の額</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">＝</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">損害の額</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">－</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額</td> </tr> </table> </div>	保険金の額	＝	損害の額	－	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任*</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になりません。）</li> <li>●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
保険金の額	＝	損害の額	－	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額			

※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は補償の対象となります。

## ■こんなとき保険金をお支払いします(安心生活総合補償保険)

### 【傷害】ケガをした時の補償

被保険者(保険の補償を受けられる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときに保険金をお支払いします。



●車にはねられてケガをした。



●荷物が倒れてケガをした。



●旅行中にホテル火災でケガをした。

(注)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

### 【携行品損害】身のまわり品・持ち物の補償

被保険者(保険の補償を受けられる方)が住宅外において携行する被保険者所有の身のまわり品について損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ゴルフクラブを折ってしまった。
  - カメラを落として壊した。
  - 旅行中にカバンを盗まれた※。
- ※置き忘れ、紛失はお支払いできません。



### 【受託品賠償責任】預かりもの・借りものの賠償責任

日本国内において他人から貸借または預かったものに関し、被保険者(保険の補償を受けられる方)がその者に対して法律上の損害賠償責任を負うことにより生じた損害について保険金をお支払いします。

- 友人に借りたカメラを落として壊した。
  - 友人から預かったコートを盗まれてしまった。
- (注)発生場所は国内・海外を問いません。



## 被保険者について

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲		ご本人* <sup>1</sup>	配偶者	その他のご親族* <sup>2</sup>
個人用の場合	傷害、携行品損害	○	—	—
	受託品賠償責任* <sup>3</sup>	○	○	○

\*1 加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。

\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3 ご本人のみでご加入の場合でも、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)」が被保険者となります。

(注1)「受託品賠償責任」の補償につきましては、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注2)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

「同居」となる場合の例	「同居」とならない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合</li> <li>・病院に一時的に入院されている場合 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任、海外赴任している場合</li> <li>・介護施設に永続的に入所されている場合 など</li> </ul>

## ■詳しい補償内容

### 傷害保険金のお支払いについて※1

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ(普傷型の場合) ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ※5 ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(注)のないもの など (注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※4を受けられた場合	次の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故※2によりケガ※3をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等※7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※2 「急激かつ偶然な外来の事故」とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。

## 携行品損害保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者(保険の補償を受けられる方)の居住の用に供される住宅外で被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合</p> <p>(注) 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、自動車、自転車、携帯電話、ノート型パソコン、動・植物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額を携行品損害保険金額を限度にお支払いします。ただし、損害額は携行品1個(1組または1対)につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。</p> <p>(注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間(保険のご契約期間)を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害*</li> <li>●携行品の置き忘れ、紛失</li> <li>●自然の消耗、かび、変色</li> <li>●擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害は補償の対象となります。

## 受託品賠償責任保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者*(保険の補償を受けられる方)が日本国内において受託した財物(以下「受託品」といいます。)*が次に掲げる間(国内、海外を問いません。)*に損壊、紛失、盗取されたことにより、受託品の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>(1) 受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間</p> <p>(2) 受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間</p> <p>* 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p> <p>(注) 次の物は受託品には含まれませんのでご注意ください。</p> <p>通貨、有価証券、貴金属、美術品、眼鏡、乗車船券、自動車、原動機付自転車、船舶、雪上オートバイ、山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具、ドローン・模型航空機、動・植物、不動産、公序良俗に反する物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金から1回の事故につき5,000円(自己負担額)を差し引いた額を受託品賠償責任保険金額を限度にお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止に要した費用等もお支払いします。</p> <p>(注1) 損害賠償金については、保険期間(保険のご契約期間)を通じて受託品賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金は、被害受託品の時価を超えないものとします。</p> <p>(注3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。</p> <p>(注4) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li> <li>●被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害*</li> <li>●差押え、徵発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使による損害</li> <li>●受託品に生じた自然発火または自然爆発</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的事故</li> <li>●自然の消耗、かび、変色</li> <li>●ねずみ食い、虫食い</li> <li>●雨、雪またはひょうによる損壊</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●貸主との約定に基づき加重された賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は補償の対象となります。

普通傷害保険、家族傷害保険、安心生活総合補償保険(普傷型)、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険にご加入いただくお客さまへ

### CHECK 重要事項説明書(団体契約用)

- この書面では、傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ(<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>)に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります)。ご不明な点については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### 1. ご加入前におけるご確認事項

##### (1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)\*とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体(ご契約者)が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただくこととなります。

## (2) 商品の仕組み **契約概要**

- 普通傷害保険、家族傷害保険、安心生活総合補償保険（普傷型）  
急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをしたときに保険金をお支払いします。
- 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険  
被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。

## (3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

## (4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

## (5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

## (6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

### ■ 普通傷害保険、家族傷害保険

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	安心生活総合補償保険（普傷型）（家傷型） 個人賠償責任補償

### ■ 安心生活総合補償保険（普傷型）

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
携行品損害補償	個人用火災総合保険 携行品損害特約
受託品賠償責任補償特約	普通傷害保険 受託品賠償責任補償特約

### ■ 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	普通傷害保険 賠償責任補償特約

## (7) 保険金額の設定等 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

## (8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。

## (9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

## (10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

## (11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2. ご加入時におけるご確認事項

### (1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項 ○被保険者本人<sup>(注)</sup>の職業・職種 ○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険の場合、加入依頼書の被保険者本人欄に記載の方をいいます（以下同様とします）。

### (2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

### (3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

### 3. ご加入後におけるご確認事項

#### (1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、加入依頼書において☆印がついている項目のことです。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

##### ■通知事項

○被保険者本人が職業・職種を変更した場合 ○被保険者本人が新たに職業に就いた場合 ○被保険者本人が職業をやめた場合  
(注) 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険の場合、通知事項となりません。

#### (2) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

##### ■ご注意ください事項

○団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。  
○始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

#### (3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 4. その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

#### (2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### ●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

##### ●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

#### (3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

#### (4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

#### (5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

#### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112 [通話料無料]

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

#### もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

#### ■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

## ご加入いただく前にご確認いただきたい事項

ご加入内容の確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。  
ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
  - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
  - 保険金額（契約タイプ）
  - 保険期間
  - 保険料・払込方法
  - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された被保険者（本人）の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

### 代理請求制度

お申込みいただいた後には、ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。また、この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に「代理請求制度」を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

■このご案内は傷害保険の概要を説明したものです。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

■保険約款につきましては、共栄火災ホームページからご覧いただけます。<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

■ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。



### お問い合わせ先

〔取扱代理店〕	〔引受保険会社〕
<b>東販リーシング株式会社</b>  〒162-8710 東京都新宿区東五軒町 6 番 24 号 TEL: 03-3268-5001 営業時間: 9:00~17:15	<b>共栄火災海上保険株式会社</b> 本店営業部 営業第二課  〒105-8604 東京都港区新橋 1 丁目 18 番 6 号 TEL: 03-3504-0827 営業時間: 9:00~16:45 ホームページ <a href="https://www.kyoeikasai.co.jp/">https://www.kyoeikasai.co.jp/</a>